

高槻市告示第 48 号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定について

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記の土地の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）として指定する。

平成 24 年 2 月 3 日

高槻市長 濱田 剛史

- 1 要措置区域として指定する土地の区域
南庄所町 123 番 1 の一部（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」という。）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びベンゼン
- 3 講ずべき指示措置
規則別表第 5 の 2 の項の中欄に定める原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図

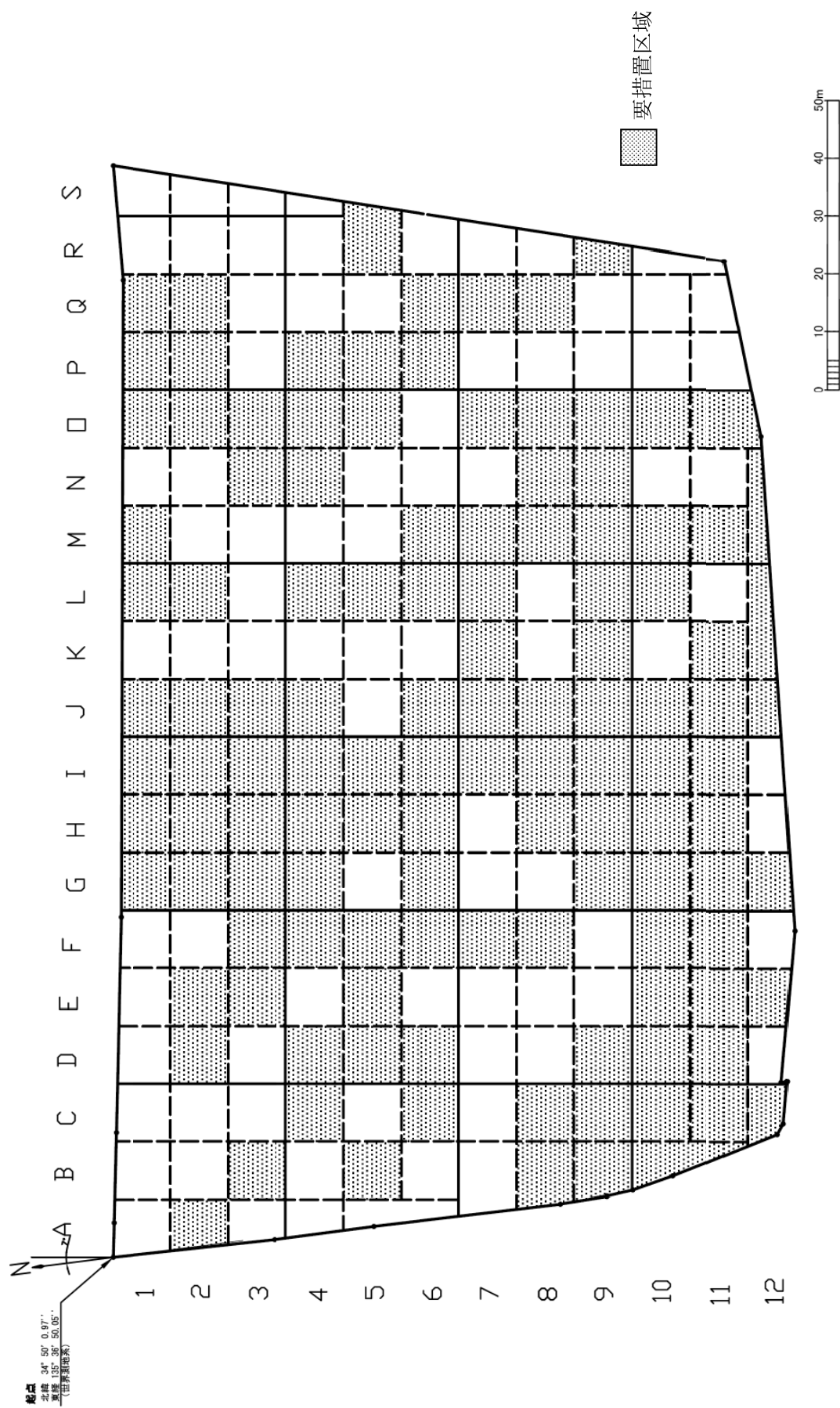


図. 要措置区域